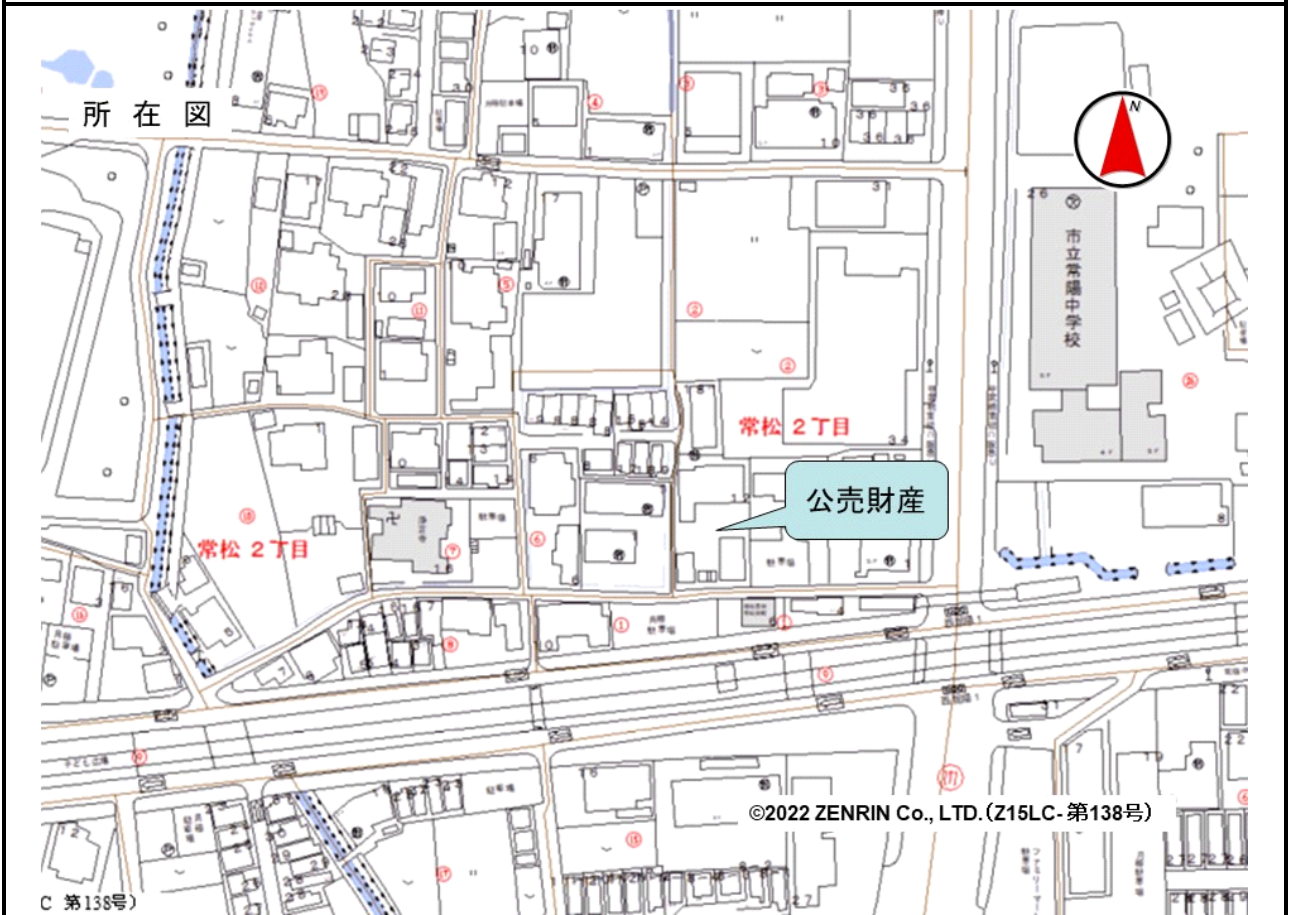


売却区分番号	852-1		
見積価額	¥18,610,000	公売保証金	¥1,900,000
財産の表示	<p>1 所在 兵庫県尼崎市常松二丁目 地番 58番 地目 宅地 地積 604.95 m² 持分 16053分の5000</p> <p>2 (主である建物の表示) 所在 兵庫県尼崎市常松二丁目 58番地 家屋番号 58番 種類 居宅・倉庫 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 床面積 1階 69.05 m² 2階 61.05 m²</p> <p>(附属建物の表示) 符号 6 種類 倉庫 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 床面積 1階 57.30 m² 2階 45.64 m²</p> <p>3 所在 兵庫県尼崎市常松二丁目 58番地 家屋番号 58番の2 種類 居宅 構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造ルーフィング葺2階建 床面積 1階 214.25 m² 2階 128.75 m² 持分 2分の1</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	市街化区域 第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 第二種高度地区 準防火地域 居住誘導区域		
接道状況	公売財産の南側には、水路を介して幅員約3.2～3.6メートルの舗装市道「常松第2号線」(建築基準法第42条第2項該当)が存在する。 公売財産は、西側で幅員約1.7～2.7メートルの舗装市道「常松第14号線」(建築基準法第42条第2項該当)に、約0.2～0.4メートル高く接面する。		
地盤・地勢	公売財産1は、間口約19メートル、奥行き約33メートルのほぼ長形状の画地であり、地勢はほぼ平坦である。		
使用状況等	公売財産1は、公売財産2及び3の敷地として利用されている。 公売財産2の主である建物は昭和50年9月頃、公売財産2の附属建物は平成18年		

売却区分番号	852-1		
見積価額	¥18,610,000	公売保証金	¥1,900,000
	12月頃、公売財産3は平成8年4月頃の建築であり、令和5年10月現在、公売財産所有者に居宅として利用されている。		
管理状況等	—		
特記事項	公売財産1は持分16053分の5000、公売財産3は持分2分の1である。		
住居表示等	兵庫県尼崎市常松2丁目2番12号		
最寄駅等	阪急電鉄 神戸本線 武庫之荘駅 北西方約2.5キロメートル（道路距離）		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。 2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 4 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うこととなります。 5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。 10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。 		

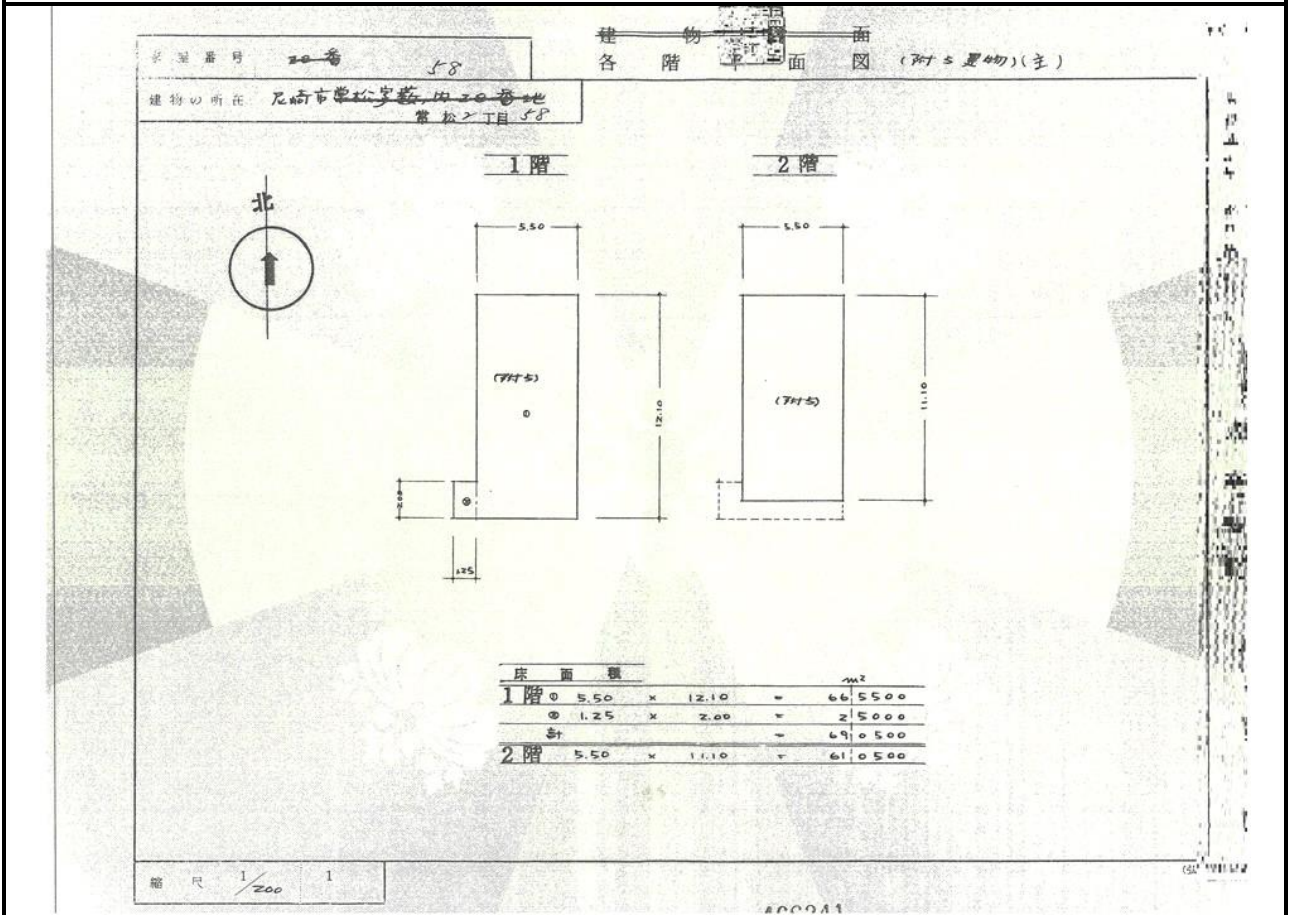
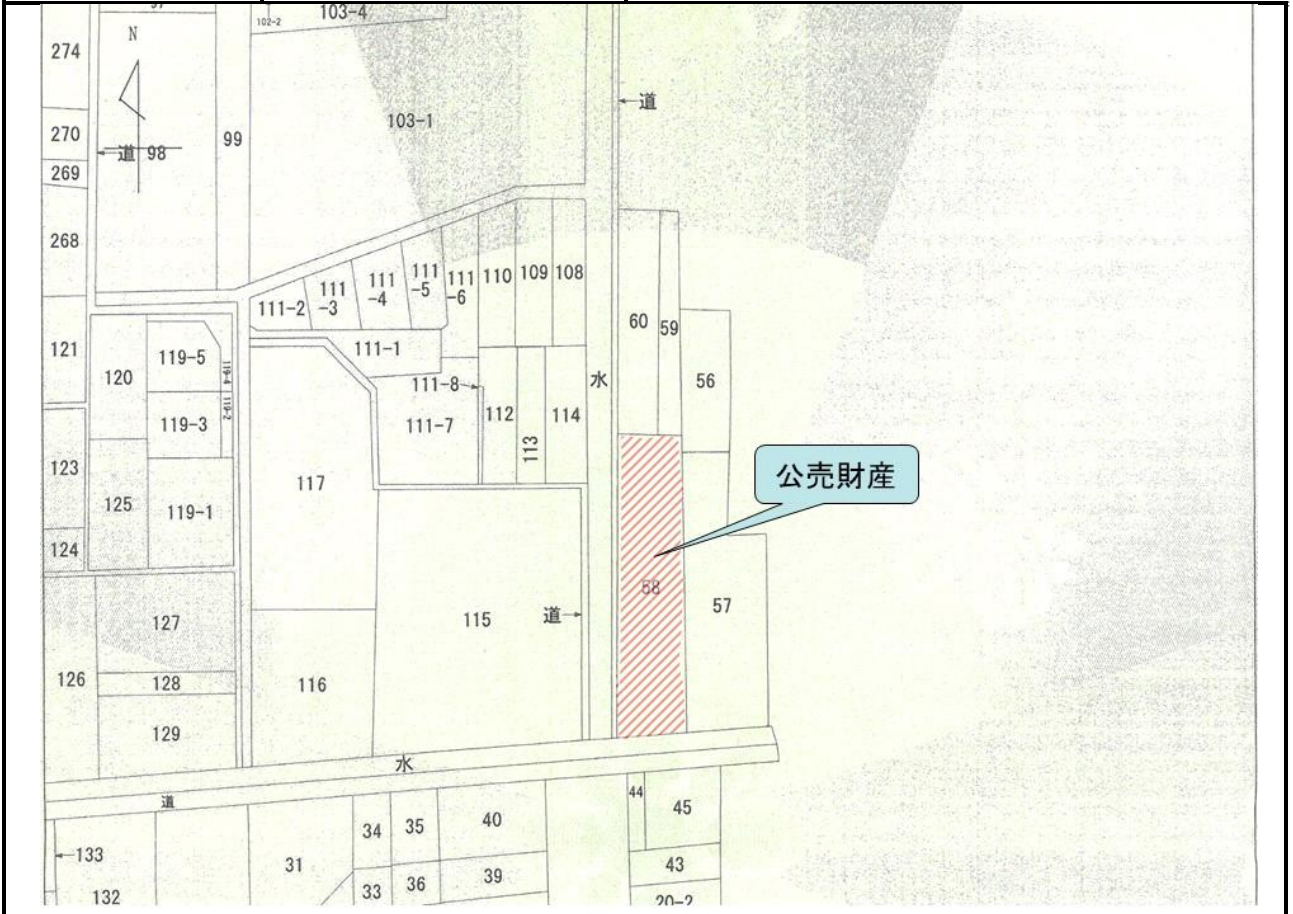
売却区分番号

852-1



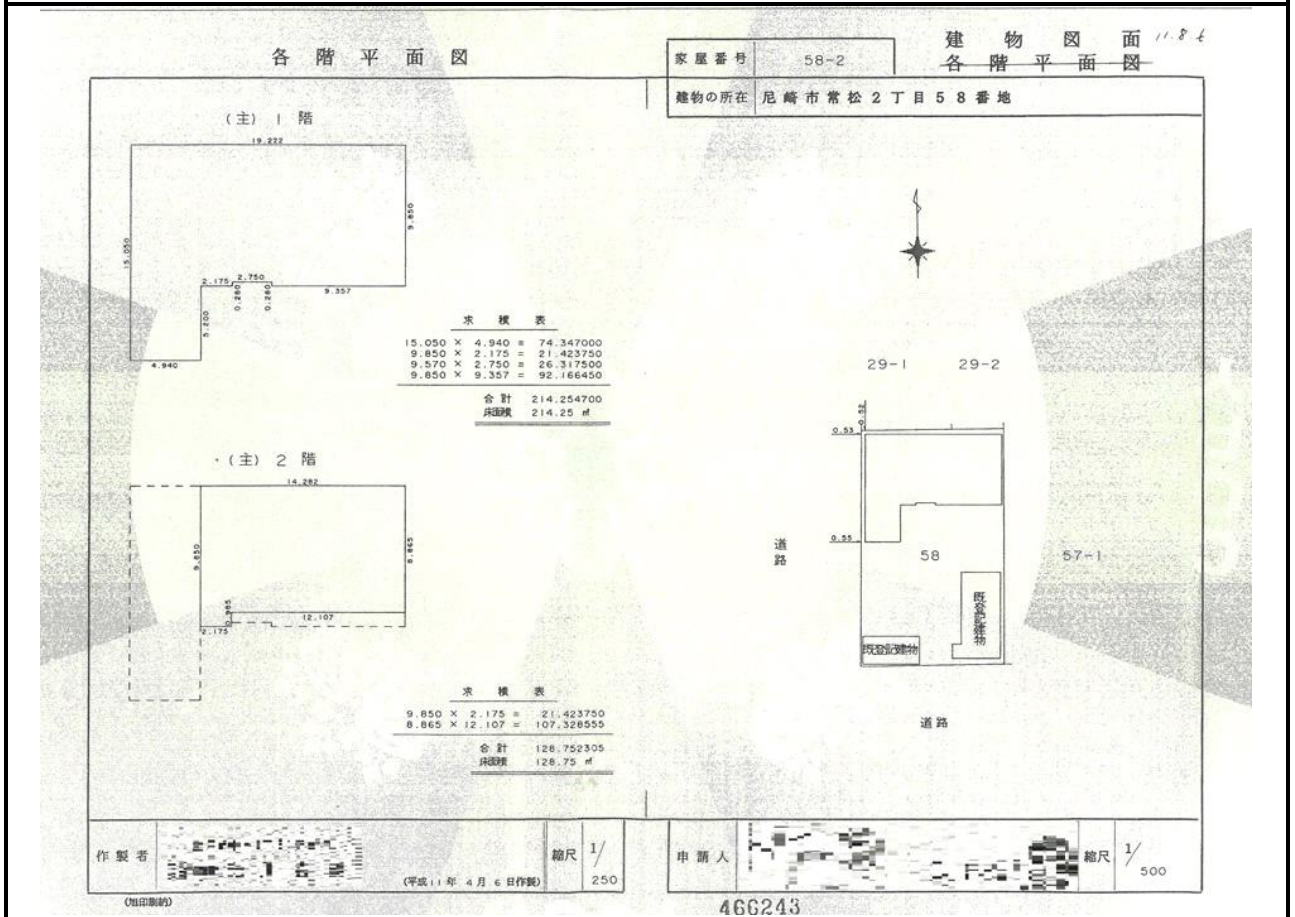
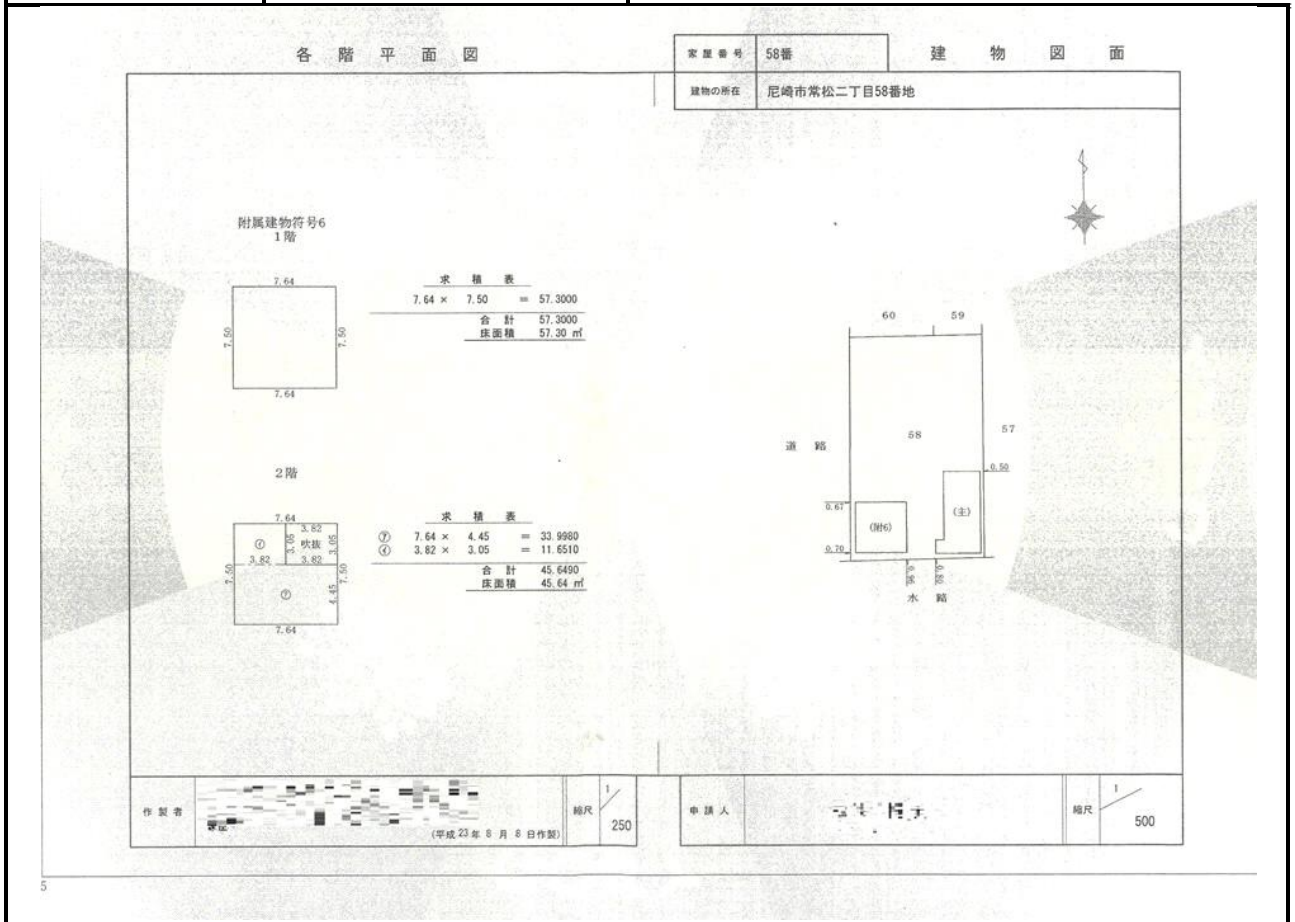
売却区分番号

852-1



売却区分番号

852-1



売却区分番号

852-1

